

## 鯖江市介護予防拠点整備事業 概要

◆募集期間：毎年4月1日から5月30日まで

(例年、広報さばえ4月号に募集記事を掲載)

### ◆募集内容

- (1) 整備区域：鯖江市全域
- (2) 施設の種別：介護予防拠点【高齢者の介護予防活動(健康寿命ふれあいサロン等)を主目的として利用されている施設】  
※過去に当補助事業を含む補助金等の交付を受けた施設は除く。  
※市の所管施設は除く。  
※町内の自治会活動、観光等を主目的として利用されている施設は除く。
- (3) 補助上限金額：未定（令和7年度は1施設あたり971万円）  
※当該年度予算の範囲内で補助する。  
※介護予防活動の実施にかかる部分の工事費用のみ補助対象とする。  
※中古品、消耗品、備品（家具や家庭用エアコン等、施設と一体的でないもの）の購入に係る費用は補助対象外とする。

### ◆応募資格および条件等

- (1) 応募者は整備を行う当該施設の管理者であること。
- (2) 総工事費を支払う財源が確保されていること。
- (3) 整備等を行う土地、建物が確保されていること。
- (4) 建物については、都市計画法、建築基準法、消防法等の関連する法令等の基準を満たしていること。
- (5) 当該年度中に工事に着手し、年度内に工事完了すること。（工事完了には応募者から工事業者への総工事費の支払いを含む。）
- (6) 改修工事等は、原則として市内業者（市内に本店または営業所を有している業者）に発注するものとする。

◆交付要件：当補助事業補助金により整備が実施された場合は、以下のことを実施することとする。

- (1) 高齢者の介護予防活動を月2回以上継続して開催すること。
- (2) 介護予防活動の参加人数の増員に努めること。
- (3) 介護予防活動等を通じて地域交流を図る事業や、高齢者や子どもとの世代間交流、共生を目指す事業を積極的に実施すること。
- (4) 毎年度、介護予防活動の実績について報告すること。

#### 【担当】

鯖江市役所長寿福祉課高齢福祉グループ  
〒916-8666 鯖江市西山町13番1号  
電話番号：0778-53-2219  
E-mail：SC-ChojuFuku@city.sabae.lg.jp